

**2024年4月から
認定医プログラムにご参加の方へ**

特例措置概要（2024年4月～ 認定医プログラム参加者）

現制度から新制度への移行に対する特例措置が適応されます。

1. **現行の認定医取得を希望される場合は、業績実績単位を13単位取得後、試験を受けずに、毎年2月中に行われる認定医申請を行ってください。現行プログラムに基づき有料となります（※獣医療広告については制限の対象となりますのでご注意ください）。**
認定期間は2032年3月まで有効としてサポートいたします。
2. **13単位取得後、試験を受けずに現行認定医を取得された方**において、2032年3月までに新制度認定医へ移行されない場合、または2032年4月以降に業績実績単位13単位取得を取得した場合、2032年4月以降に「2024年度～*年度 認定医教育プログラム修了証」を発行いたします（*には認定取得年度が記載されます）。
3. **新制度移行を希望する方は、業績実績単位を13単位取得後、認定試験（2026年4月開始）に合格することで、新制度の認定医へ移行することができます（最短で2026年8月受験）。**
この試験は、現行の認定医を申請・取得された後でも、申請・取得をせずに直接受験されても、どちらの場合でも受験することが可能です。
4. 新制度への移行に伴う費用は学会が負担いたします。試験の受験期限や受験回数の制限はなく、受験料は無料です。

特例措置概要 (2024年4月～ 認定医プログラム参加者)

※2027年4月から新制度認定医を目指す方におかれましては、
2026年8月の試験時点で認定講習会の単位が不足している場合でも、受験は可能です。その場合は、試験終了後の2026年度中に開催される認定講習会を受講のうえ、2027年2月中に新制度認定医の申請を行ってください。

